

# 行政視察報告書

平成28年 2 月

議会運営委員会

- 1 視察実施日  
平成28年2月2日(火)から3日(水)まで
- 2 視察先  
三重県伊賀市・長野県飯田市
- 3 調査事項  
テーマ：「議会改革に対する取組について」
  - (1) 伊賀市
    - ① 議会報告会について
    - ② 政策討論会について
    - ③ 議会出前講座について
    - ④ 自由討議を中心とした議会運営について
    - ⑤ 委員会報告について
    - ⑥ 文書による要請・質問について
    - ⑦ 政治倫理条例について
  - (2) 飯田市
    - ① 行政評価の決算・予算審査への連動について
    - ② 議員間の自由討議について
    - ③ 議会報告会を起点とした政策形成について
    - ④ 委員長会議について
    - ⑤ 正副議長と会派について

※ 視察時の説明は①について実施
- 4 参加者

委員長	林	晴	信
副委員長	岡	崎	義 樹
委員	高	橋	博 久 寺北建樹
	中	川	正 則 村井正信
随 行	高	瀬	崇 (議会事務局主幹)

# 三重県伊賀市

## 1 市の概要

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 市制施行年月日 | 平成16年11月1日            |
| (2) 人口      | 95,066人（平成27年3月31日現在） |
| (3) 面積      | 558.17km <sup>2</sup> |

## 2 調査事項

### (1) 議会改革の取組概要

#### ① 議会基本条例の制定

- ・ 合併協議会で自治基本条例を検討
- ・ 議会基本条例の策定に当たっては、北海道栗山町議会基本条例を参考
- ・ 議員発議でありながら、3分の1の議員が反対  
⇒ 策定すると議員のすべきことが増えるため反対との意見もあった。

#### ② 議会報告会

- ・ 議会基本条例第7条の規定に基づき実施
- ・ 概ね小学校区単位に設置された「住民自治協議会（38地区）」を対象に年1回開催（90～120分）
- ・ 1班4名体制（司会、説明、答弁等役割分担、事務局は受付）
- ・ 平成19年度から実施（19～22年度までは報告のみ）
- ・ 平成23年度から報告を15～20分とし、残りの時間はテーマを設定して意見交換を実施
- ・ 平均参加者数は20名強
- ・ 2月から各住民自治協議会と日程調整等を行い、自治協で周知

#### ③ 政策討論会

- ・ 全議員が参加して実施
- ・ 自由討議とするため、非公開で会議録の作成もしない。
- ・ これまでに条例化したものとして「あき地の雑草等の除去に関する条例」が挙げられる。

#### ④ 出前講座

- ・ 原則、委員会活動の一環として実施
- ・ 団体からの申し込みにより実施
- ・ イメージとして本市の「一般会議」に類似
- ・ 商工会議所は、毎年実施している。
- ・ 特に規定はないが、開催の1か月前までに申込みを受けている。

#### ⑤ 会議のIT化（タブレットの導入）

- ・ 各種会議へのタブレットの持込可

- ・ 会議資料、開催案内等情報伝達に活用
  - ・ タブレットについては、各議員が私費で購入（通信費含む。）
  - ・ 庁内だけでなく、自宅等においてもデータのダウンロード等可能
- ⑥ 委員長報告
- ・ 委員長が自ら作成することを申し合わせ事項に謳っているが、実際は委員長による。
  - ・ 予算委員会、決算委員会は全員出席のため、提言等の報告のみ
- ⑦ その他
- ・ 通年会期制については今後検討
  - ・ 反問権は、質問趣旨の確認と代替案を求める意味合い。

## 長野県飯田市

### 1 市の概要

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 市制施行年月日 | 昭和31年9月30日            |
| (2) 人口      | 104,284人(平成27年4月1日)   |
| (3) 面積      | 658.76km <sup>2</sup> |

### 2 調査事項

#### (1) 行政評価の決算・予算審査への連動について

##### ① 行政評価導入の経過

- ・ 議会が主体的に「自治基本条例」を制定し「基本構想基本計画」（総合計画）策定に関与
- ・ 議会が議決した基本構想基本計画の進行管理に関与することで議会としての責任を果たすため実施（平成20年度から）

##### ② 行政評価の方法

- ・ 行政評価は常任委員会単位で実施
- ・ 行政評価に必要なデータの提示を受け、7月～8月に集中協議
- ・ 議員も非常に多忙となっているが、それ以上に事務局職員が大変であるとのこと。（議長いわく、「飯田市の議会事務局職員は日本一」）
- ・ 施策評価では、「課題認識や事務事業の組み立ての方向性」「目標の達成状況」「上位政策実現への貢献度」を視점에評価を実施
- ・ 事務事業評価では、「どこが主体となるべきか」「施策実現への貢献度」「目標の達成状況」「取組工夫による成果向上の余地」「今後の方向性」を視점에評価を実施
- ・ 各議員の評価を基に、常任委員会での議員間討議を経て、最終的な提言に際しては全員協議会で確認した後に市長へ提言（議長か

ら)

- ・ 議員間討議では、全員一致を原則とするが、どうしても一致できない場合は、両論併記もありうる。
- ・ 市長への提言にあわせ、各部課長には正副委員長から詳細な説明を行っている。

(2) 議会報告会

- ・ 議会報告会は、市内16地区を6グループに分けて実施
- ・ 議会報告の後、各常任委員会ごとに分科会を実施
- ・ 報告会を1時間、分科会を1時間の時間配分
- ・ 議会報告会は、地域の課題・問題点を発見することを第一の目的としている。
- ・ 出てきた意見は、聞き置くもの、理事者に伝達するもの、議会として調査するものに分類し、議会として調査するものについて、調査・検討し政策形成につなげる。

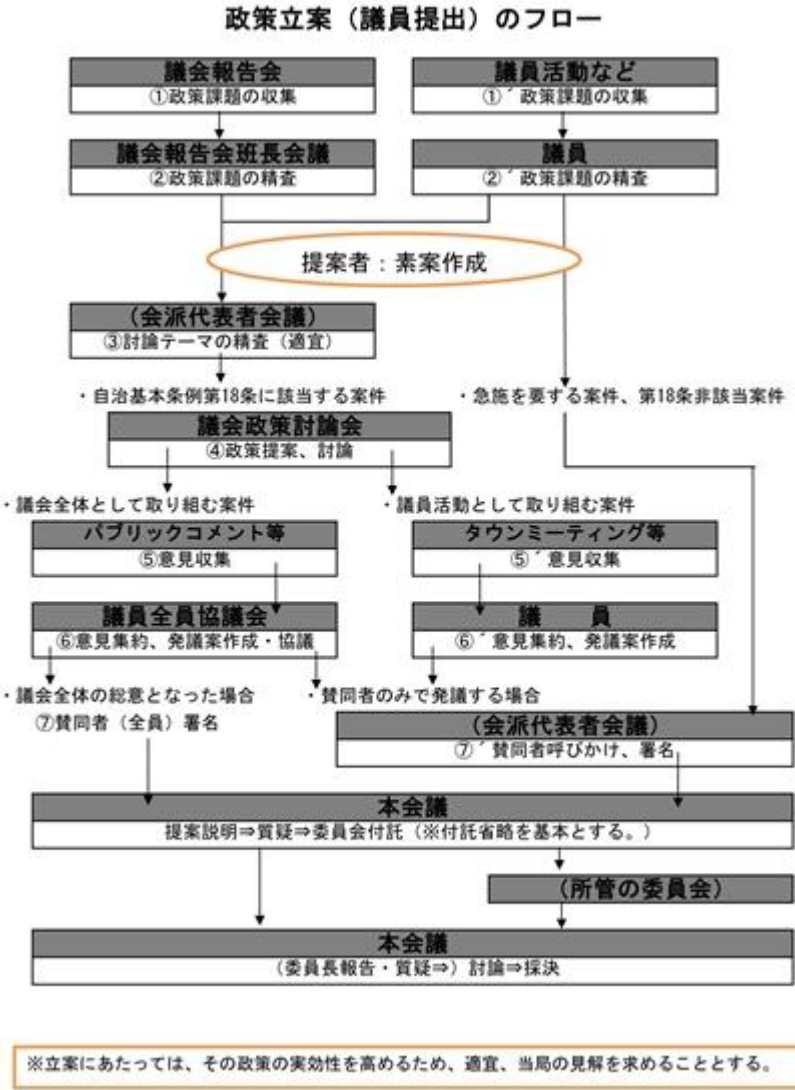
(3) その他

- ・ 定例会の日程など、1年間のスケジュールを1月～2月上旬で決定している。
- ・ 事務局は、7名体制（正規職員6名、臨時職員1名）

# 所 感

## 「政策形成サイクルとチェック機能の深化」 林 晴 信

伊賀市議会が一番気になって、西脇市議会にも持ち帰らなければならぬと感じたのが、政策立案のフロー図である。



考えてみれば、西脇市議会において議員の中でも政策立案までのメカニズムをきちんと理解している者は少数ではないかと思う。また市議会の色んな制度が政策提言や政策立案にどう関わるのかということも明確には理解できていないのではないかとも思う。そのようなことを解消するためにも、こういったフロー図は西脇市議会にも必要である。早速、作成せねばならないと考えている。

また住民のみなさんが、議会報告会なり一般会議などを何の目的でやっているか、この議論の後にどう作用していくかなどをわかりやすくする目

的にもかなり有効ではないかとも思う。

飯田市議会にしても議会による行政評価サイクルなどはきちんと図式化、体系化されている。西脇市議会の最大の弱点はこういった制度の「見える化」にあったのではないかと今更ながら反省しているところだ。

政策立案と政策提言は似ているが本来は違うものだと思っている。政策立案まではできないから政策提言辺りでお茶を濁しておこうというものではないのだ。政策立案というのはやっぱり議会の権限のうち立法権に属するものだし、政策提言は本来検査権に基づくものだろうと思っている。この辺りを書き出すと長くなるのでやめておくが。

飯田市議会の行政評価システムはよく出来ているものだと思う。一見大変そうにも見えるが、制度として始めるとどちらかというところとやり易いのではないかとも思える。恐らくこのシステムを導入したほうが、議員のキャリアによる差は出にくいと思われる。

問題としては、西脇市が現在行政評価というものに消極的な点にある。行政評価は市長の責務として西脇市自治基本条例にも書かれていて（第38条）市民等の参加も書かれているが、やる気は伺えない。平成21年度には113の事務事業評価が行われていたが、平成26年度では僅か17事業である。その間に市民の参加などあったこともない。飯田市が自治基本条例に基づき全825事業行っているのとは雲泥の差である。飯田市議会の行政評価もこの行政側のデータに基づき、議会の視点で行うものであるから、西脇市議会が取り組むにしてもまずは市行政がやる気にならないとできない。言い換えれば、西脇市議会が執行部をやる気にさせないといけないというわけである。その覚悟が議会に問われるのである。市民の代表として行政評価に議会が真剣に取り組む姿勢が必要とされるのである。

議員間討議の重要性は両議会だけでなく、全国的にも重要視されているものである。西脇市議会も取り組んではいるが、私を含めまだまだである。議員間討議のカギは委員長の采配にあると思っている。委員長とは手を挙げる人を指名するだけの役目ではない。議論の行方を確りと見定め合意形成を図ってゆくようにしなければならないし、議論二分の場合はどう収めていくかも考えなければならない。調停案を示す場合もあれば委員長預かりとすることもあろう。それだけの責任を自覚して臨まなければならない。飯田市議会の木下議長が言われたように徹底的な議論を尽くすことが、議論の場としての議会の役目を果たすことに他ならないのだ。

議会の政策形成サイクル、行政評価の手法、ともに西脇市議会に導入すべきものと考えられる。西脇市議会はまだまだ議事機関としても、牽制機関としても、立法機関としても足りないものが多い。それらを住民参画のもとに築いていくことが議会の信頼回復となるだろうと考えている。

## 「所 感」

岡 崎 義 樹

今回は議会改革について、三重県伊賀市議会と長野県飯田市議会を視察しました。まず最初に伊賀市議会ですが、伊賀市は平成16年11月に1市3町2村が合併され、当時の議員数も78名、そこで議会のあり方が注目されたことから検討委員会の設置や市民参加のタウンミーティング、パブリックコメントなどを行い、議員発議の結果、賛成22反対11の賛成多数により、伊賀市議会基本条例が制定されました。その伊賀市議会の基本条例は、北海道栗山町の基本条例を参考されたそうです。

議会改革の取り組みの中の議会報告会についてですが、小学校単位に設置された住民自治協議会38地区を基本条例発足当時から年1回実施されてきました。4人で6班体制で任期中は同じメンバーで期数順に割り振りされており、1会場に平均21人が参加でした。議会報告会の報告内容では、当初4年間は定例会での議決議案の説明でしたが、事前にテーマを貰っての意見交換会、議会からのテーマを投げかけたりするなどの工夫をされていました。

政策討論会では、委員会からの発議により、それぞれテーマを掲げて、参加議員により自由討議を行っていました。中には議会報告会で出た意見から条例制定や改正に至ったものもありました。

出前講座では、市内の各種団体から出されたテーマに基づき、それぞれの所管する3常任委員会が意見交換を交わしていました。

また議会の周知する部分である広報活動では、ケーブルテレビ、議会だより、ホームページなどされていますが、議会だよりの中から行政視察の報告や請願制度の紹介などを議員がその報告をニュース方式で配信されていました。

伊賀市議会の評価として、議会報告会では、年間38会場を毎定例会以外の月にて開催なので、西脇市議会と年間の開催数はほぼ同様であります。しかし参加者が約20～30人であるので、マンネリ化とならないように工夫が必要でしょう。

出前講座では、委員会活動の一環として、各種団体や商工会議所などの意見交換の場として、市民の生の声を聞く場として、これからも取り組んでいくべきでしょう。それらを踏まえて、政策課題につなげていき、条例制定及び改正する事により、議員の資質向上と個々の議員の研鑽など、議員のレベルも上がるのではないかと思います。

次に飯田市議会ですが、昭和12年より合併を6回も続けた結果、平成17年には現在2町13村が合併に至った形となっていました。飯田市議会の議会改革の取り組みについては、飯田市議会には議会基本条例ではなく、自



治基本条例をベースにしており、市議会の役割のなかで市民に議会活動が具体的に見えるようにするために議会改革運営ビジョンの実践状況の検証を行っています。

その行政評価の取り組みの流れとして、6月ごろに行政評価に係る資料や決算書などをまとめて実績評価表入りのCD-ROMが提出され、7月から8月にかけて、常任委員会で集中審議が開かれ、委員会ごとに勉強会や議員同士の意見交換を行っています。9月定例会からは、執行機関から決算報告を受け、各委員会で意見集約をし、全員協議会で検討し、期日までに提出する事により次年度の予算に反映させています。その後、10月には議会報告会を開催し、委員会ごとに報告しています。

よって議会報告会は、毎年10月に6会場で行い、各常任委員会の報告として、定例会の議案審議状況、前年度の議会報告会での市民意見等の調査研究結果報告、行政評価の反映状況報告等を行っており、分科会ごとの意見交換会では、各会場とも共通意見をテーマにして意見交換会を行っています。

飯田市議会の評価として、議会報告会の開催により、各常任委員会での施策・事務事業を政策提言として、市民に結果報告している事で市民に理解されているが、反面議会改革を進めば進むほど、タイトなスケジュールとなり、議員1人1人の負担は大きくなります。それと行政評価では、各常任委員会での施策が達成に向けて効果的に事務事業が展開されているかをチェックし、これらを活用する事によって、決算審査がうまく機能されている事は、執行部側の前向きな協力もあり、非常に効果的に機能されていたように思います。

#### 「議会運営委員会視察所感」

高橋博久

今回の視察は、二元代表制の機能充実が議会改革の大きなポイントであるという思いがあり、事前の調査で改革ランキングが共に上位である飯田市と伊賀市で、二元代表制の機能を阻害する要因は何かを掴みたいとの思いで参加いたしました。

#### 【伊賀市】

市議会での議会基本条例制定第1号の伊賀市であり、2000年の地方分権一括法施行以来様々な面で議会改革の先進地である三重県に於いて、その名をはせておられ楽しみに行かせていただいたのだが、議長は挨拶をされて退席、その他の議員の対応も無く、多忙のためか、理由は解らないが、局長や課長の親切な対応はいただけたのだが、少し無念さが残った。

平成19年に当時の会派視察で伊賀市を訪問、その時の記憶で、議会報告会への参加者が、会場に於いては2～3人と少ないところがあると聞いていたのだが、継続は力、開催の手法も変えられたと思えるが、翌日訪問した飯田市でも同様であるが、単に議会報告会で行事をこなしたということではなく、政策討論会という名称にて次へとつなげていく。わが市に於いては「一般会議」となるのだろうか、「出前講座」と称して、主に委員会を中心に積極的に開催をされているようであり、これらが相互に関連し、議会全体の活性化が進められているのかと思えた。

私は、二代表制の確立は、執行機関との健全な関係であることも、大きな要因の一つと思っているので、伊賀市の条例にて制定されている「文書質問」に関して質問した、議員からの要請も記録されているようだが、閉会中となっているためか件数が想像していたより少ない。会派による要望会的なものも無いとの答弁で、一般質問や委員会の中での質疑でこなしているのであろう。

もう一つ、気になっていたのは、委員長報告は委員長が自ら作成となっており、達成度はどうなのか？少なくとも答弁では、現時点に於いて順風ではないなと感じたが、今西脇市に於いて取り組んでいる副委員長の論点整理、委員間討議が進んで来れば、わが市に於いても委員長報告は委員長が自ら積極的にするようになっていくのではないかと思える。

最後に、正副議長の任期が1年であることに対して質問したところ、議会事務局としては2年にしたいと思っているとのことであった。

会派と正副議長の会派離脱、其のあり方、動機について、そのこと自体の成否ではなく、道德性の問題かと感じた。

## 【飯田市】

事前学習にて、私の能力では付いてはいけない議会だなと直感したのだが、考えてみれば2000年以降地方議会はこうあるべきで、この方向に進もうと議会基本条例を制定し今日に至っているのである。今回の視察で私の心の奥底に、改革への積極性が減退し、やや諦め的な「西脇の議会ではこんなもんや」との思いがあったことを真摯に反省し、議会改革は勿論のこと議員活動もパフォーマンスにならないよう、正しい動機目的を常にしっかりと保持しなければならないとあらためて認識した。

「議会報告会を起点とした政策形成について」と題して、事前にもらった資料により、冒頭に言った、付いていけない。は私が議員に成ってからの予算・決算の審査から、今ようやく予算決算常任委員会となり、進もうとしている方向が思いをはるかに通り越し、1年を通して、いや議員でいる限り議員活動として、すべて連動し、この流れが議会の流れとして定着すれば、自ずと議会はオール野党化となり、賛否を表明するチェック機関のみで終わらず、行政評価、政策形成へ進めることにより、市民からの評価は「なくてはならない議会」となるであろう。

今回伊賀市・飯田市両市視察で、二元代表制を機能させるも止むも、議員の意識、レベルの問題であると認識した。

市民の要望・意見をいかに反映していくか、その目的が議員個人の次回選挙での評価のためにか、西脇市の発展、全市民の幸福に資するためにか、

飯田市の議長の言葉が印象的であった。

「やる気のあるものがやる。」

「議論に議論を重ねる。」

本来の地方議会になる。間違っていることに気づいて、そこへ行く。

議会改革は、特別なことをしようとしているのではない。

目からウロコの視察でした。追いつき、追い越したいものです。

そのためには、つまらないようなことからでも、議論に議論を重ねる。

議論の三原則は、何でも言える。決めつけない。最後に合意形成へ。

かな？

「所 感」

寺 北 建 樹

今回の視察では、それぞれ複数項目の調査事項がありましたが、それぞれ絞って所感を述べます。

《伊賀市》

「議会基本条例」が賛成22・反対11で可決制定されたことにまず驚いた。説明者が議会事務局員であったので、詳しく聞けなかったが、自分たちの「憲法」ともいふべきものを決めるのだから、全員一致もしくは数名程度の反対という状況まで議論できなかつたのか、私には理解できない（それぞれの事情もあるだろうが）。

そのような中で、「政策討論会」の取組は、ぜひ、わが議会でも取り入れたいと思う。議会報告会、一般会議、所管事務調査そして個々の議員活動の中から生まれてくる政策課題を議員間で自由に議論し、最終的には条例制定や政策提言に結実していく、そのような取組こそが、私たちが目指しているものではないのか。

また、西脇市議会は、昨年3月議会において、議長、監査委員を除く全議員で構成する「予算決算特別委員会」を設置し、さらに12月議会において、「予算決算常任委員会」に移行した。当初、全員で予算・決算を審査しようとした際、私は、監査委員の扱いについて迷った。決算審査は当然除くべきだが、予算審査には加わってもいいのではないかと考えた。しかし、予算と決算を別の委員会にする考えには至らなかつた

ので、監査委員を予算審査からも外すことに賛成した。しかし、伊賀市では、予算と決算を別の常任委員会とし、「決算常任委員会」は、議長と監査委員を除き、「予算常任委員会」は、議長のみを除いて構成していることを知る。西脇市議会においても、監査委員の扱いをもう一度議論してはどうかと考える。

また、伊賀市議会では、3月議会においては、予算常任委員会を他の常任委員会に先駆けて開催している。全員で予算を議論したうえで、各常任委員会でその予算を担保する条例等を審査するという順番も一考に値するのではないか。

#### 《飯田市》

西脇市議会における「予算」「決算」の審査の在り方・内容について、以前から不満を持っていた。「これなんですか?」「去年より増えたのは、減ったのはどうしてですか?」「この不用額が多いのは、どうしてですか?」といった質問が大半でした。審査ではなく、勉強会といった方がいい実態ではなかったか。また、市民生活を背景にした議論ではなく、抽象的な議論に終始していたのではないか。

そのような中で、飯田市議会における「行政評価の決算・予算審査への連動について」の調査は、この西脇市議会の弱点を克服する手立てを与えてくれるものと考ええる。

一時、民主党政権時に流行った一般市民を巻き込んだ「事業仕分け」ではないが、我々議員にとって、一つ一つの施策・事業を評価することは、議員活動にとって、また、市民との関わりにおいて大変有意義なことだと考える。理事者に新たな負担をかけると不安視する向きもあるが、飯田市で作成・提出されているような資料は、ほぼ西脇市においても作成されていると私は考える。それでなければ予算なんて組み立てられない。反対に、我々議員こそが、これまで以上に市民目線に立った日常活動が求められるのではないか。

今回の視察でも、また、過去の視察においても、我が西脇市議会は、議会改革の分野において、仕組みの上では、決して他の議会に後れを取ってはいない。あとは、一つ一つ実のあるものに深めていくことだと感じた。

「議会運営委員会視察所感」

中川正則

伊賀市「議会改革への取り組み」

議員定数24人（H24. 3改正）現在22名の実数で活動されている。

総務常任委員会 8 名、教育民生常任委員会 7 名、産業建設常任委員会 7 名、予算常任委員会は議長を除く全員の 21 名、決算常任委員会は議長、監査委員を除く 20 名で組織される。

議会基本条例の制定は「議会の在り方検討委員会」の設置に始まり 18 年 5 月から市内 56 会場、83 団体、約 500 人の市民との意見交換を 2 カ月間実施し素案を作成、後、市民参画によるタウンミーティング、パブリックコメントを実施。議員間での議論を経て議員発議により、19 年 2 月に制定されている。（賛成 22：反対 11）論点となったのは二元代表制の意義についてであったと聴いている。

条例に基づく主な活動のなかに、

- 第 7 条-議会報告会、議会報告会は 4 人で 6 班体制、任期中は同一班で実施、概ね小学校区に設置された「住民自治協議会（38 地区）」で年 1 回の実施。開催の手法については本市と同じような気がする。当初は議案の説明が主であったが、事前にテーマをもらい意見交換に進める、近年庁舎の建て替え等、議会からテーマの投げかけも行われている。
- 第 12 条-政策討論会、会議録を作成しない自由討議を全議員で実施する討論会で、進め方は提案者による説明①議題、②趣旨、③提言等に基づきこれまでに年間 1～3 回ほど開催されている主なテーマは幼保民営化、庁舎建設問題、食と農のまちづくりなど、案によっては議員発議、委員会発議により条例制定及び条例改正に至ることもある。
- 第 13 条-出前講座、（委員会活動としての位置づけ）3 常任委員会の他に議運、広報委員会、特別委員会や委員会以外の議会内組織による実施が可能。申込団体（文化美術保存会・上野商工会議所、伊賀市 P T A 連合会他）からの申し入れにより、それぞれ担当する委員会が団体に出向いて意見交換に望む方法。本市の一般会議に比べるとソフトなイメージで話し易く感じる。

#### 飯田市「議会による 行政評価の取り組み」

議決事件とした、第 5 次基本構想基本計画(政策施策体系)の進行管理に関与することで責任を持つ。施策及び事務事業の取り組み状況を評価しその結果を踏まえて決算の認定を行うことで、文化経済自立都市の実現に向けた役割を担う。

飯田市自治基本条例第 22 条（市議会の責務）2 市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。とある。

5 月の出納閉鎖から行政評価を開始し 6 月定例会で議会報告会における市民意見に基づく事務事業の抽出・選定。7 月評価対象の決定。9 月行政評価による決算審査への反映と同時に所管事務調査結果を集約し決算認定に係る提言書を提出。以上の結果を基に議会報告会で市民に報告する、報告会に出された市民意見の集約から問題発見、課題抽出・課題設定を行い、

「調査・研究」「行政評価」の対象を決定していく。3月定例会で予算審査における提言内容のチェックと所管事務調査・新年度方針案を決定しまちづくり委員会へ方針案の提示・決定。一年を通じて事務評価に基づいた執行機関の活動の監視、評価を行政だけでなく、地区（6ブロック）ごとに年一回実施される議会報告会を有効に活用し、市民会議等への報告、意見交換などの外部評価を連携させた取り組みを年間通して活動出来ることで成果を上げていると思える。ただ決算までの3ヶ月間の事務量は議員だけでなく、議会事務局の作業分担を含めかなり負担があるようにも感じた。

「議会運営委員会視察所感」

村井正信

伊賀市議会視察に関する所感

伊賀市議会での視察で特に感じたことは、「議会」というものをいかに市民に浸透させていくかを目的意識的に取り組んでいるということである。

まず、議会報告会についてであるが、議会報告会での市民の意見を政策課題の収集ととらえている点は積極性が伺われ、その課題を「政策討論会」での議論により条例制定や条例改正に及んでいることは大きな参考点である。私達も議会報告会を開催し、試行錯誤をしているが、市民の意見を聞いてそれに対しての答弁をしているのが現状である。自分自身としては、意見を課題として取り上げ、条例としていくという考えまでには至らなかった。この点については目を見開かされたという思いである。

西脇市議会では市民団体との話し合いの場である「一般会議」を取り組んでいるが、伊賀市では「出前講座」という名称で開催している。具体的には美術保存会や図書館を考える会そして商工会議所、PTA等である。報告書を見ると各団体の要望を聞く内容になることもあるが、団体の悩みや課題を共有することで政策課題にしている点が参考になった。特に「政策討論会」で自由に議論してまとまる案件については、議員提出議案や委員会提出議案として条例化している。議員提出議案が西脇市議会と比べてすこぶる多いのは私達が目指すべきものである。

飯田市議会視察に関する所感

飯田市議会での視察の白眉は「行政評価」である。市が実施する800を超える事業の中から常任委員会単位で評価する事業を決め、議員（常任委員）が当該事業を調査し評価し、翌年の事業に繋げていく。このサイクルを踏まえて翌年度の予算を検討することになる。事業を評価することで議

員自体が何が課題であるかが明確になり、翌年度予算への視点をはっきりし、より住民に近づいた予算になりえる。この制度はうまく廻れば素晴らしいものになる。

これを西脇市で実施しようとした場合、まず理事者が事業ごとの現状、課題、実施後の自己評価を徹底することが必要となる。これは、理事者にとっても大変な作業になり、それを受けて議員がどれだけの熱意を持って評価するかが求められる。飯田市議会は、最終的には課題についての政策要求をしているが、これができるか否かが重要な点になる。

行政評価は市民にとってのより良い政策を実施するためには必要なツールである。しかし一方、理事者にかかる負担を求めることにもなるため、それ以上に私達議員の行政評価への取組に対する覚悟が必要である。